

台東区内
各医療機関 御中

台 東 保 健 所 長
(公 印 省 略)

デング熱の国内感染が疑われる症例に係る行政検査要件の変更について

平素より区の保健衛生事業に御理解と御協力いただき誠にありがとうございます。

デング熱の国内感染が疑われる症例に係る行政検査については、平成 2 6 年 9 月 5 日付で検査要件を変更する旨通知したところです。今般、既に報道等で取り上げられており、代々木公園周辺以外においてデング熱に感染したことが推定される症例の発生が続いていることから都におけるデング熱の国内感染が疑われる症例の検査要件を下記のとおり変更いたしましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員医療機関に対して、本件について御周知いただくとともに、デング熱の国内感染が疑われる方の診療について、引き続き御協力をお願い申し上げます。

記

1 検査要件（太線・下線が変更点）：以下（1）～（4）の全てに該当する症例

（1）以下のア、イ又はウを満たす（いずれも、発症前概ね 2 週間以内の間）

ア これまでに国内感染患者が感染したと考えられる場所（*）で蚊に刺された

イ これまでに国内感染患者が感染したと考えられる場所（*）を訪れたが、蚊に刺されたは定かではな
い

ウ 蚊に刺された

（*）代々木公園周辺、新宿中央公園、明治神宮外苑、青山公園

最新の情報は、厚生労働省ホームページ「デング熱の国内感染事例の発生状況について」を御参照ください。ただし、行政区域（〇〇区、〇〇市など）で示されている場所は除きます。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/dengue_fever_jirei.html

（2）突然の発熱（38 度以上）を呈する者

（3）血小板減少を認める者

（4）以下のうち、2 つ以上の所見を認める者

発疹、悪心・嘔吐、骨関節痛・筋肉痛、頭痛、白血球減少、点状出血（あるいはターニケットテスト陽性）

※ なお、上記の要件に当てはまらない場合においても、国内感染が疑われる事例については、従前どおり、情報提供いただけますようお願いいたします。

2 適用日

平成26年9月16日（火曜日）

3 症例報告先

(1) 症例に関する報告先は、医療機関の所在地を管轄する保健所となります。

9月13日・14日・15日の休日に関しましては9時から17時まで台東保健所臨時相談窓口にて対応いたします。

(2) 夜間に報告が必要となった場合には、東京都保健医療情報センター（ひまわり）を通じ、保健所の感染症担当者まで御連絡ください。

（医療機関専用 03-5272-0326）

4 行政検査

行政検査を実施する場合、検体確保の御協力をお願いすることがあります。

(1) 東京都健康安全研究センターへの検体の搬入は、保健所が行います。

(2) 検査結果は、保健所から医療機関へ報告します。また、陽性となった場合には、デング熱発生届の提出をお願いいたします。

※ なお、各医療機関における簡易キットによる検査で陽性が判明し発生届が出された場合においても、東京都健康安全研究センターにおける検査を実施させていただくことがございますので、所管の保健所へ御相談ください。

<症例報告及びウイルス遺伝子検査の流れ>

(1) 医療機関においてデング熱が疑われる患者を診察

(2) 医療機関から所在地を所管する保健所（感染症担当部門）に報告（症例報告）

(3) 保健所において検査要件に該当するかを確認

(4) 保健所と都（感染症対策課）において協議の上、行政検査の実施を決定

(5) 保健所から医療機関に行政検査の実施の有無について連絡

(6) 保健所は、医療機関と連絡を取り、当該患者の検体（血清（2ml以上）又は（全血4ml） EDTA採血管などヘパリンの入っていない採血管）を確保。検体は、保健所が東京都健康安全研究センターに搬入。

(7) 東京都健康安全研究センターで検査を実施

(9) 検査結果は、保健所を通じ医療機関に伝達

※ 結果が判明次第の御連絡となります。

(10) 検査結果が陽性となった場合等は、保健所から医療機関へ発生届の提出を依頼

（問合せ先）

台東保健所 保健予防課 感染症対策担当
電話 03-3847-9476